

第5回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会議事録

1. 日時 令和5年1月12日(木) 午後2時～午後3時

2. 場所 船橋市役所10階 中会議室

3. 出席者

(1) 第1号委員

鏡諭委員(会長) 鈴木敦子委員 綱島照雄委員

徳永幸生委員(副会長) 西尾真治委員

(2) 第2号委員

土屋仁志委員 島本博幸委員 糟谷龍郎委員 菅井智美委員

(3) 事務局

白土管理次長 谷内副主幹 坂尻三山園長

馬場管理係長 岡田主事 伊藤弁護士 岡本弁護士

(4) 関係市

船橋市高齢者福祉課：田中課長

習志野市高齢者支援課：川窪課長

八千代市長寿支援課：岡崎課長

鎌ヶ谷市高齢者支援課：根岸課長

4. 傍聴者 2人

5. 日程

(1) 各論点に対する意見について

(2) 関係市の意見について

(3) 答申案について

(4) その他

6. 概要

(1) 各論点に対する意見について

事務局より日程(1)を説明し、前回の審議会における第1号委員の意見についてまとめたものを資料として配付した。

(2) 関係市の意見について

第2号委員より日程(2)を説明した。

(3) 答申案について

社会福祉法人への移譲が望ましいという結論とし、他市の答申を参考に会長と事務局で答申案を作成し、次回の審議会について議論していくこととなった。

7. 経過

(鏡会長)

定刻となりましたので、ただいまから第5回特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会を開催いたします。

まずは年を越しましたのであけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、全委員が出席となっております。本審議会におきましては、原則公開となっておりますが、説明の中で個人情報等、非公開とすることが適切であると判断した場合には、一部を非公開といたします。

事務局からの説明において非公開とすべき内容はございますか。

(白土管理次長)

特にございません。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。

では、公開として審議会を進めますが、説明の内容について、委員の皆様から非公開にした方が良くご意見があった場合には、一部を非公開とするか会議に諮って進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから傍聴される方におきましては、お渡ししております傍聴券の裏面の注意事項をご確認いただき、お守りいただきますようお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議事に入りたいと思ひます。委員の皆様からの質疑につきましては、説明ごとに質疑の時間を設けますので、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第1、各論点に対する意見についてに入ります。事務局よりご説明をお願ひいたします。

(白土管理次長)

はい、管理次長です。これまでの三山園あり方検討審議会におきましては、第4回まで終了しており、今後の三山園の運営形態をどのようにすべきかをご検討いただいているところであります。

特別養護老人ホームにつきましては、介護保険制度導入後、民間事業者が次々

と参入し、県内のほぼ全ての施設を民間事業者が運営している現状におきましては、特に行政で行う必要性や役割がある場合を除き、民営化が望ましいとのご意見が全ての1号委員さんよりございました。

審議会内で各市における三山園の必要性や役割につきましてもご検討いただきましたが、重度の認知症の方の受け入れや措置入所者数についても民間事業者との差異はなく、公的施設としての必要性等が見出しにくい状況でした。

また、これまでの審議会において、県内の公設公営の特別養護老人ホームは3施設あり、大多喜町の特養が令和4年度末に廃止するため、三山園と地方独立行政法人国保旭中央病院が運営する2施設のみとなる旨のご説明をさせていただきましたが、国保旭中央病院が運営する特養につきましても、令和5年度末で廃止となることを確認できましたのでご報告させていただきます。

ここからは、資料①、②をもとにこれまでの審議会における意見につきましても、ご報告をさせていただきます。

まず前提条件として、審議会におきましては三山園の今後のあり方を検討する場であることから、譲渡後の職員の処遇及び事業譲渡先法人の選定方法、譲渡先の法人の条件などについては、審議に含まないことといたしました。

続いて①現条件における確認事項・問題点を項目ごとにご紹介いたします。

措置入所における公営、民営の対応差につきましては、

- ・公設施設、民間施設問わず、介護保険制度の中で運営しているため、措置入所についても三山園と民間施設は同等の位置づけにある。
- ・三山園は措置入所について職員間の関係性の中で相談がしやすい部分があるが、他施設と特段差別化することなく同様の取扱いをしている。

など、措置入所における三山園と民間施設には差がなく、その点について公的施設としての特段の役割は無いのではないかというご意見をいただきました。

その中でも、三山園で受けている措置入所について、件数だけであれば民間譲渡になった場合でも受け入れが出来るが、案件により状況が異なることから現場と調整する必要がある、とのご指摘もいただいたところです。

関係市が負担する分賦金、介護保険制度下の公費負担につきましては

- ・特別養護老人ホームは、介護保険上の施設であるため介護報酬等で運営すべきであり、公的資金を投入するべきではない。
- ・経営改善策を講じても生じる赤字を公費で負担する構造は、民間の特別養護老人ホームにはないため、それが公設だから許されるのかということは理由等も含め議論されるべきである。

- ・民間の事業所では通常の運営経費に対して赤字補填等を行政側が行っていない現状を踏まえると、介護保険制度において公費で負担していくというのは極めて異例である。
- ・民間事業者の施設修繕や改修に対する補助をしていることから、それに対する分賦金は良いが、運営経費に対する補助をしていないことから、その部分は分賦金にそぐわない経費なのではないか。
- ・公設でなければならない理由が希薄であるため、損益がイコールであるということは施設を維持していく上で必要条件である。

といった、介護保険制度下において特別養護老人ホームは介護報酬で賄うべきであり、赤字部分を公費負担することについては問題があるといったご意見を多くいただきました。

また、関係市の分賦金で賄っている介護報酬などの事務に携わる本部経費についても、民間施設では介護報酬で賄っているなど、現在本部経費として取扱っている経費も本来現在の赤字部分に計上すべき経費であるといったご意見もいただきました。

続いて直営継続のための財政シミュレーションについてです。

- ・増収見込みについては、難しい条件であり実現の可能性がかなり低いと思われる。
- ・介護職員処遇改善加算については、経営のためではなく職員のための加算であり、加算を取得するために人件費を下げるべきものではない。
- ・三山園の近隣にはデイサービスセンターが多数あるため、シミュレーションにおける毎日30人の利用は現実的には難しい可能性が高い。
- ・今後の改修に向けた積み立てを行うことを踏まえると、シミュレーションより必要経費がさらに膨らむ可能性が有る。

といったシミュレーションの実現性に対する疑義や問題点等についてご意見をいただきました。

また、

- ・民間施設では特浴程度の備品であれば起債などの借入れをせずに、繰越金などの内部留保や通常の運営経費から工面している。
- ・大規模改修費用については、民間事業者は必要経費を事前に積み立てている。

など、現状の運営経費の計上方法等についてもご指摘いただいております。

続いて医療との連携についてです。

- ・医療を必要としている入所者がいて、済生会がその受け皿となっていることが大変重要である。
- ・今後も強い関与をしてもらえれば、選択肢は広がる。

など済生会習志野病院との繋がりが特別養護老人ホームの施設運営において、非常にメリットであり重要とのご意見がありました。

続いて②、今後の運営形態について項目ごとにご説明いたします。

事業廃止につきましては

- ・利用者がいるため廃止の選択肢はない。
- ・入所者が不安定な状況におかれるため選択肢から除くべきである。
- ・特養には需要があり、待機者もいることから施設を維持していく必要性については異議がないと思われることから、廃止は考えにくい。

など、選択肢としてとるべきではないとのご意見を多くいただきました。

次に直営での継続につきましては

- ・職員からの意見も踏まえた上で、民間の特養と特段の差異は感じられない。
- ・現状の三山園においては、公設施設でなければならないという理由が見出しにくい。
- ・特別養護老人ホームに課せられている社会的な役割というものは、民間施設でも三山園でも同様である。
- ・三山園が民間施設と比較して特別な役割を果たしているとは言い難いことから分賦金を運営経費に投入し続けるだけの意義や必要性があるとは言えない。
- ・今後直営で運営する場合、黒字化は最低条件である。
- ・公費を投入して残さなければならない機能がある場合に直営を考えるべきであるが、現状の三山園にはその機能が希薄であり、公設施設のない地域では民間施設に吸収されているため公費を投入することは難しい。

といった分賦金・介護保険制度下における公費負担の項目においていただいたご意見と同様に、直営での継続は公設でなければならない意義や必要性を見出さなければならず、その点が現状では見つかからないことや、収支についても黒字が必要となるなどのご意見がありました。

指定管理者制度の導入につきましては

- ・指定管理の場合、公設の縛りがあり、事業内容の変更など思い切った手が打てない。
- ・数年単位で事業者が変わることは利用者にとっても不安定な状況である。

など、事業者が変更することに対する問題点についてご意見をいただきました。また、

- ・施設改修に係る費用負担が継続するため、今後、大規模な修繕が想定されている事から財政的には好ましくない。
- ・約6億円の大規模修繕費用やその後の継続的な数百万円単位の改修費用を考えると、指定管理は考えにくい。
- ・約5年ごとの業者選定があること、約6億円の大規模改修費用や今後の修繕費用を行政が負担することから選択することは難しい。
- ・民間施設、公設施設問わず損益がイコールであるべきと考えた場合、指定管理については大規模改修費用等に公費を投入するため、公設で続けるための大きな意義が必要である。
- ・三山園ほどの大きな建物の場合、多少の修繕で大きな費用となり、その費用についても検討する必要がある。

など今後の施設維持に対する公費負担についても問題があるのではないかとご意見をいただいております。

最後に社会福祉法人への移譲、民営化についてです。

今までの議論におきましては、民営化という単語で進めてきたところですが、社会福祉法人以外の運営ができないことから、項目として社会福祉法人への移譲としております。ご意見につきましては今まで通り民営化としてご紹介いたします。まず、

- ・公費による財政負担は多くの市民の方の負担になること、財政負担について民間事業者への説明がしにくい状況があることなどを総合的に勘案すると、民営化が一番適当ではないかと思う。
- ・民間事業者の経営や運営等のノウハウを活用し、運営を行うことにより、施設運営の効率化、並びに施設や人の有効活用などが図れることが期待できる。
- ・民間事業者が複数の施設を運営している場合は、人的な交流も図られ、人材育成による質の向上が期待でき、今般のコロナ禍の中でも人的な応援体制により対応もできる。
- ・利用者の負担額が大きくなるが低廉な料金が民間施設と同等の料金体系にな

るに留まり、高額な料金とはならないため許容される範囲であると思う。

など、各委員からも最も多く適した運営形態としてご意見をいただきました。
しかしながら、

- ・民営化した場合、現在の入所者が継続して入所できること、四市の市民が入所を希望した際の配慮を必要だと考える。
- ・介護保険制度の趣旨を踏まえると民営化で考えるべきであるが、三山園の機能をどれだけ残せるのかという議論は必要かと思う。
- ・指定管理、民営化する場合は相手先法人との協議になるが、関係市の意見も含めて条件をつけて譲渡した方が良い。
- ・民営化が現実的であるが、法人にメリットのあるような条件付けをしないと手を挙げる法人を探すのが難しいと思う。
- ・施設修繕費との兼ね合いで土地建物の無償譲渡及び無償貸与も検討する必要がある。

など、民営化における問題点や懸念となる事項などにつきましてもご意見いただいたところ です。

ここまでご説明させていただいたご意見と重複する部分もありますが、資料②として、前回の審議会において第1号委員からいただいたご意見をまとめさせていただきましたので併せてご確認いただければと思います。

以上が、資料①審議会における各論点に対する意見についての説明となります。以上でございます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。ここまで議論を重ねてきた内容についてまとめていただきました。

この件につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問それから修正や追加のご意見等あればお願いしたいと思います。

なお、発言の際は、お名前をおっしゃってからお願い申し上げます。

どうぞ、何かございますでしょうか。

ちょっと私の方から1点気になったことが3ページの下から9行目ですね。

「民営化した場合、現在の入所者が継続して入所できる。」より「現在の入所者が希望をすれば継続して入所できる。」の方が良いかなと。あくまでも希望に沿った形で入所を継続できるということがこれまでの議論での公設公営から変わる必要要件かなと思いますので、ちょっとそこを修正していただきたい

と思います。

他にいかがでしょうか。

あと補助金の関係も議論したかと思いますが、それもちよっと触れておいた方が良くかなと思ったんですけども。要は施設として継続する場合は、補助金の返還は生じないということがありましたよね。いかがでしょうか。

(谷内副主幹)

はい、事務局の方で第3回、第4回で出てきた補助金について、元々は返還の義務があるということから最終的には条件付けすれば返還がないというご説明をさせていただきましたが、それに関連するご意見について今回のこちらの項目の中に入れさせていただければと思います。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。

特にご意見がなければ、ご了解いただいたという形で進めさせていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。

それでは次に日程第2、関係市の意見についてに入ります。お手元に配付しております資料③をご確認いただきながら、船橋市の土屋委員から順番に鎌ヶ谷市の菅井委員までお願いいたしたいと思いますが、その前に資料というのはこの②というのがある、これについては第1号の学識の委員の皆様のご意見についてはまとめたものがございます。これについては、前回お話ししたかったので特に追加のご意見等あれば、資料③の説明の後に1号の委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、土屋委員からお願いします。

(土屋委員)

船橋市土屋でございます。

これまでの審議会での議論でもございましたが、本来特養は介護報酬と利用者負担によって運営すべきものであること、三山園の公設の施設としての特別な役割が見出しにくい状況であること、そしてさらに今後も財政負担が続くことが想定されます。様々な対策をしても収支の改善が無理であるということならば、指定管理や民間への移譲を検討することはやむを得ないと考えております。

その場合、指定管理につきましては、施設改修に係る費用負担が継続するため、今後、大規模な修繕が想定されている事から財政的には好ましくないと考えます。

また、指定管理や民間移譲のいずれの場合においても、現在の入所者が希望した場合に継続して入所できることや、4つの市の市民が入所を希望した際の配慮が必要だと考えております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。

(島本委員)

習志野市の島本です。よろしく申し上げます。

平成12年に介護保険制度が始まり、保険料を基にサービスの提供を行う互助の制度下での運営となる中、公設公営による運営のあり方については検討が必要な時期にきており、今まさに検討が進められていると認識しております。この審議会におけます議論の方向性として、指定管理者制度の導入あるいは民間譲渡の方向性ということで論点の整理をされてきている中で、このことについては同意見ということで考えております。

また、指定管理者制度の導入に関しては基本的に介護報酬の中で運営されていくものですので、今後の財政負担を考えていきますと施設の維持に関する負担のみということで考えております。

その一方で民間譲渡に関しては財政負担が基本的にはなくなるということで考えておまして、指定管理者制度については財政面で望ましくないであろうというように考えております。

なお、現在の利用者についてはどのような方向に至ったとしても引き継いでいただくということが望ましいと考えております。以上です。

(糟谷委員)

八千代市の糟谷でございます、よろしくお願ひいたします。

これまでの審議会の議論を踏まえますと指定管理者制度又は民間への譲渡が妥当であると考えてございます。指定管理者制度による場合は修繕等での財政負担が今後も予想されることを考慮すれば、民間へ譲渡する選択も充分有り得るものと考えますが、経営形態がいずれに変わっても、先ほど会長からもありましたけども現入居者のうち希望される方がいる時は引続き必要な介護を安心して受けられるよう丁寧な配慮が必要であると考えてございます。

また、指定管理者制度を活用した運営とする場合につきましては、今後も公設施設である性質は変わらないことから、引き続き当市の床数枠を配慮いただきたいと考えております。

なお、民間の特別養護老人ホーム等は基本的に介護報酬により経営しており、

今後、三山園に対する当市の支出も起債償還金等に相当する範囲に留められるべきものと考えております。

現在、当市内におきましても複数の特別養護老人ホームがあり、当市分とされる三山園の床数の割合は、必ずしも大きくはございません。

また、介護保険制度の開始以降、主に民間主体の各種施設やサービスの展開が進み、四市自ら公設の特別養護老人ホームを維持運営することが必ずしも必要でない環境に変化しているものと考えております。

当市にも一定数の待機者がおられますが、各種の環境整備は徐々に進んでおり、当市住民への床数枠を確保するため三山園へ継続して公費を支出するべきか、費用対効果の面からも考慮する必要があるものと考えております。以上でございます。

(菅井委員)

鎌ヶ谷市の菅井です、よろしく願いいたします。

特別養護老人ホームの運営につきましては、各民間事業者が、経営や運営などの知識をこれまで介護保険制度が施行されてから蓄積されてきております。困難事例の対応等についても公設施設とほぼ同様の取り組みを行っていただいております。各施設において安心して利用できる施設の運営が出来ており、こうした民間事業者の経営や運営等のノウハウを活用し、運営を行うことにより、施設運営の効率化、並びに施設や人の有効的活用などが図れることが期待できるものと考えております。

また、先ほどのご説明の中にもありましたが、民間事業者が複数の施設を運営している場合は、人的な交流も図られ、人材育成による質の向上が期待できるだけでなく、今般のコロナ禍の中でも、人的な応援体制により対応もいただいていることを確認しております。こういった民間事業者の経験を生かした施設運営に期待が持てることから、民営化という選択肢もやむを得ないものと考えております。

民間事業者への譲渡となった場合におきましては、既に三山園をご利用されている方々を第一義に考えていただき、サービスの低下や負担が最小限に抑えられるように対応することが重要と考えております。

また、指定管理者制度は、より良い委託事業者を選択するため、委託期間を設けて事業者の選考が行われますが、特別養護老人ホームの性質上、利用者が安心して生活出来ることを保障する必要があり、同じ事業者がある程度の期間継続して経営することにより、利用者は安心して生活出来る体制整備や配慮が必要と考えております。

また、建物の老朽化により大規模修繕の他にも毎年の修繕が必要となる可能性もあることを考えますと、分賦金の負担が増えることは市民の皆様への負担

が増えることに繋がり、財政面で厳しい状況と考えております。以上となります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。ただいま各市からのご意見をいただきましたが、これに対して委員の皆様からご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ、徳永委員お願いします。

(徳永委員)

徳永です、よろしくお願いいいたします。

最初に会長がおっしゃられていたように四市ともに現在の入所者が希望された場合は、継続して入所ができることは必須だということだと思います。

その他に四市の枠というところの考え方を確認させていただけたらと思います。船橋市の場合だと、なおの後に「四市の市民が入所を希望された場合には配慮が必要だと考えます。」という部分、習志野市の場合だと最後の部分「このことから転換する場合には、可能であれば入所にあたって四市の市民に優先の考え方を取り入れていただきたい。」という部分。このあたりは、民間譲渡ですので枠や縛りというのは無理だけどお願いという位置づけで配慮していただけるのであればありがたい、そういうような趣旨として理解してよろしいでしょうか。八千代市さんの場合ですと、指定管理者の場合は言及があるのですが、民間の場合は言及がないということは枠がない、という前提の理解でよろしいでしょうか。鎌ヶ谷市さんについてもそこに言及していないので枠という考え方自体がなくなるという理解でよろしいでしょうか。

(糟谷委員、菅井委員頷く)

(徳永委員)

それでは、船橋市さんと習志野市さんの考え方について確認させていただければと思います。

(鏡会長)

ただいまのご質問に対して、お答えをお願いします。

(土屋委員)

船橋市です。船橋市ではまだ多くの待機者がいらっしゃいますし、そういった中でできればと言いますか、現状のように船橋市民が入れる枠があれば助かるなど考えております。

(島本委員)

習志野市の島本です。習志野市におきましても、これは枠を確保して欲しいということではなくて、お願いということで四市の市民の方が四市以外の市民よりは入所者が多いような、そういった状況をつくっていただきたいというような希望といたしますか、お願いでございます。以上です。

(徳永委員)

ありがとうございました。今の質問をさせていただいた趣旨は、今後答申の時に仮に付帯事項を入れる場合に、現在の入所者は入れてほしいということはあるかなと想定していたのですが、枠を維持してほしいというところまで入れてしまうとちょっと民間の方に対して手を挙げにくい条件になってしまうかなと思ったので確認させていただいた次第です。ありがとうございました。

(鏡会長)

この議論について何かご意見ある方いらっしゃいますか。

枠については、いわゆる措置制度の際に公設施設の場合には、建物がある市が中心的にお金を負担するのですが、近隣の市に入所を条件に補助金の補填をお願いしていたという経緯があるんですね。それがいわゆる枠という形になって、措置施設の場合には当然入所枠というものはかなり厳格に運営されていましたが、今現在介護保険制度の中で枠という概念というものはあくまで紳士協定の中にある話だと思うんですね。ただ、厳格に守られるところとそうでないところがあるというのが実態にあるということで、そういうお話をされたんだと思います。しかし、それを新たな施設に課すということは制度上なかなか厳しいのではないかと思うところです。

したがって、徳永委員がおっしゃっている形でなかなかその条件を付けるということは審議会としても難しいのではないかと私個人の考えではそう思っておりますけれどもいかがでしょうか。

綱島委員はどうでしょう。

(綱島委員)

綱島です。三山園の場所がちょうど船橋市さんと習志野市さんの境にあるので、広域型の特養ですから自ずとそのままやっても多分船橋市さんと習志野市さんに住んでいる方が多くなるということは何となくわかるんですね。

ただ、これから先、高齢者の待機者が減少した場合、市外からの入所も自ずと増加するのかなという気はします。入所枠の縛りがあるとなかなか経営上大変なので。ただ、現状ですとそのままやると船橋市さんと習志野市さんでいっぱい

になっちゃうのかなという気はしますね。以上です。

(鏡会長)

実態としてはそういった使い方が想定されるだろうという話だと思います。条件としての枠というものは、介護保険制度には馴染まないものなので、各市の枠という表現はちょっと避けさせていただきたいなというところです。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、西尾委員お願いします。

(西尾委員)

各市のご意見をお聞きしてちょっと気になったのは、民営化の場合には基本的に財政負担がなくなるということが皆さん共通している認識であると受け取りました。その中で特に心配しているのは大規模改修費の6億円のことで、これはこれまで使ってきて傷んできたものについての大規模改修ということであるので、民営化した後に生じる修繕費というものは当然民間の負担になるかと思いますが、現在必要な6億円の大規模改修費というものは民営化するとしても公費で負担しなければいけないという可能性もあるのではないかなと考えております。

それを踏まえた上で民営化とか指定管理者というところの議論をしていく必要があるかなと感じました。土地や施設を無償譲渡するあるいは無償貸与することによって、大規模改修費6億円を民間の負担に移転していくという可能性はあるかと思いますが、いずれにしてもその公費負担の可能性については民営化の中でも検討していかなければいけないのかなと思いました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただ今の意見、民営化する際の条件の中に例えば修繕費用6億円というものを組み込んで、ある程度公的な負担をして民営化するという方法も考えなければならぬかもしれないというお話だと思います。これに関していかがでしょうか。

運営が円滑に進んでいけば、先ほど各市の委員の方からもお話があったとおり民営化のノウハウであったりとか、あるいは複数の施設を持っていれば人事的交流などによって比較的人件費が抑えられるかもしれないという可能性もあるわけですね。それがいわゆる民営化のメリットということになるんですけども、この大きな負担、今計算されている6億円が民営化したとしても譲渡先がそのまま引き受けるのかという話もありますので、ここは条件の付け方になって

くるかと思しますので、答申にも考慮すべき事項として盛り込んでいく必要があるのかなと思います。

また、施設の負担と併せて、当然機能を維持していくわけですから、機能を維持していくためには職員が重要な資産になっていきますから、その方々の処遇というところは今回の審議会の議論の対象ではありませんが、当然配慮すべき事項に入ってくるのだと思います。意見としても配慮すべき事項として考えていくべきでこれは文章化するかしらないかということは検討の余地があると思います。

網島委員よろしく申し上げます。

(網島委員)

すみません、ちょっと思ったんですけども。新設の時には、開設準備金などいくつか補助金があるんですね。ここはそういうことを言う場所ではないかもしれませんが、今回は民営化、譲渡ということになるとこれは直接大規模改修だけじゃなくてそういう補助金の条件等も考えると途中の民営化だと結構不利になるのかなと思います。新築時の補助金、大規模改修だけでなくそういうものを色々と比較しながら条件を作っていただければと、なかなか難しいかなと思いますが。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。条件をつけるというのは一番難しい作業だと思います。この審議会ではあり方というものを検討する議論で済むんですけども、個々具体的に職員の処遇や6億円の対応等を考えて、受け取っていただく方にもある程度メリットがないといけないと思います。これからのその辺を整理していく作業はとても大変だと思います。

ただ、ここはその議論の場ではないのでどこまで盛り込むのかというのは答申案ができてからの話だと思うので、今の網島委員の発言も配慮すべき事項として考えていただければと思います。

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

各市の委員の皆さんにお伺いしたいのですが、1号の委員の方はこれまでの議論の中で方向性としては民営化が良いのではないかということが全ての委員の方が共通しているところなんですけど、例えばこの審議会で民営化という方針が出た時にどうしても困るという点はあるのでしょうか。そこを各市の方からお伺いしたいと思います。

ただ前回の議論の中で行政側から出てきている委員もその時点での方向性についてご意見をいただきましたけども、各市にも持ち帰って各市の中で協議を

されたと思います。とはいえ、最終的には議会等で議論いただき条例の廃止等の議論いただくというプロセスがあると思うので、まだ正式に各市からいただいた意見といっても委員としての意見ということなので、各市の政策判断というところまでは結びついていないと思うんですね。

そういう意味で先ほどのような、例えば民営化という方針が出た時に若干枠の話や財政負担のところに言及していただいておりますけども、審議会としての方針が出た時にご対応やお考えはいかがなのかと思いましたがどうか。

要は審議会として民営化という方針が出た時に各市の対応はどうなるのでしょうかということです。土屋委員からお願いします。

(土屋委員)

基本的な方針ということでそういったご意見が提示されれば、それに関して検討するということだと思います。事務局の方でも例えば6億円の話などそういった話も出ていますが、今後シミュレーションし、検討していくことだということのように考えております。

(島本委員)

習志野市の島本です。この審議会の答申として仮に民営化が妥当であるとお話のことだと思うんですけども、それについて習志野市で困るという事象というよりは、その後の細部の職員さんの処遇などの部分を事務局さんの方でどのようにご検討していくのかということが非常に難しいであろうと考えております。以上です。

(糟谷委員)

八千代市の糟谷でございます。私どもも考えますのは、この審議会において民営化という方針が示されたのであれば、先ほども申し上げましたとおり指定管理か民営化しかないのかなと。先ほどの事務局のご説明や各委員のご発言等踏まえると民営化が現実的なのかなという考えもございまして、方針で民営化ということで示されたら粛々と具体的な検討を進めていきたいと考えております。

(菅井委員)

鎌ヶ谷市の菅井です、鎌ヶ谷市も同様であり方検討審議会の中で示されたものに則って検討していくことになろうかと思います。今後の条件等につきましてはこれから詰めていくものと認識しております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。これに関して、1号の委員の皆様からご意見ありますか。よろしいですか。

その他に質問等ございますか。よろしいですか。

それでは1号の委員の皆様には前回発言いただきましたし、今回もペーパーにまとめていただいておりますが何か補足する部分があったらご発言いただきたいと思います。

よろしいですか。それでは1号及び2号委員のご意見は以上で閉じさせていただきます。

(鏡会長)

続いて日程3ですね。

(谷内副主幹)

すみません。日程3に入る前に、会議の前に労働組合さんの方から再度申入書の提出がありましたので、配布をさせていただければと思います。

(申入書を各委員に配布)

(鏡会長)

私も今初めてここで見た内容なのでコメントはできない状況ですし、私宛の文書ですが、各委員の皆様にも見ていただきたい内容だと思います。それを踏まえて議論していただきたいということが趣旨ではないかと思いますので是非ご覧いただきたいと思います。この後の審議に繋げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。これに対してのご意見を求めるということは特にしませんけどもよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、日程3、答申案についてということで、答申案については事前に送付させていただきました各市の答申、今日の資料にもついてますかね。これを参考に具体的な答申案を作っていくという作業になります。

まずはどの項目で説明するのか、これは議論が必要かなと思っていますので、お送りさせていただいた資料の中には各市の色々なスタイルがあって答申に付随して答申案というものがあって、それに付随して諮問事項や答申に至った理由、付帯事項、検討の経緯や過程等の項目が記載されているものも多く見られたところですが、これについてのボリュームや付けるべき付帯する事項等について委員の皆様からご意見いただければと思いますので、よろしく願います。

たくさんあってどれが一番良いとは言えないと思うんですけども、事前に見させていただいた感覚では私は菊池市の特別養護老人ホームですね、答申があってそれについての検討の経緯、考え方等が書いてある感じです。ですから答申は比較的短めで1ページくらいにまとまるもので、その後に付帯事項等が付くようなスタイルが良いのではないかというふうに思ったところです。それと人吉球磨広域行政組合も2ページに答申があって、3ページ以降が付帯事項になっていて審議の経過が載っているというような流れになっている。答申がわかりやすい内容で1本あって、それに対する議論の経過がわかるような作りというのが基本スタイルかなと思うのですが、いかがでしょう。

(一同頷く)

これは文章の作りになるのでこの場でなかなかご意見が出づらいかと思えますので、各市の例を参考に例えば答申、諮問事項、答申に至った経緯、これは付帯事項として表記しても結構ですが、答申と付帯事項といったスタイル、あとは審議の経過がわかるようにそのような内容を事務局で案としてご用意いただくという方向でいかがでしょうか。

(一同頷く)

よろしいですか。その中で入るべきことっていうのは委員の皆様のご意見をまとめていくといわゆる民営化というのが第一の選択肢になるかと思えますので、例えば答申には「社会福祉法人への移譲が適当である。」というような表記ですね、それを入れるべきか否か。

それから付帯事項として「現在の利用者が希望する場合は引き続き利用できるような体制を取る必要がある。」等ですね。これらは必須事項かと思うのですが、いかがでしょうかね。

(一同頷く)

審議会の方針としては、今までの議論をまとめていくと社会福祉法人への移譲が第一の選択肢としてあるのではないかなと思いますけども、そこまで表記すべきかどうかというところですかね。どうですかね、徳永委員。

(徳永委員)

妥当かと思えます。

(鏡会長)

ですよね。行政側の委員はどうでしょうか。先ほども確認してはありますが、そういう方針が出たらそれはというお答えだったと思いますがいかがでしょうか。

審議会としての例えば「社会福祉法人への移譲が適当である。」というような結論が出ても対応はしていただけるということによろしいですか。

(第2号委員領く)

おそらく指定管理者か社会福祉法人の2本立ての選択肢があり、そこからの議論って各議会でも相当時間を費やす話だし、具体的な条件付けというのはなかなかしづらくなっていくのかなと。審議会としては、これまでの議論の中ではできるだけ早くに今の公設公営の施設の形を変えるという方向性が出てると思います。ただ、必要な時間というのは当然かけていかなければならないと思います。何かありますか。

(谷内副主幹)

今お話いただきましたご意見、そしてこれまでの審議会でのご意見等を踏まえて一度事務局の方で素案を作成させていただき、審議会の委員の皆様にご意見等いただきながら案の方を最終的な答申としていきたいと思っております。また、各委員の方にご意見をお伺いすることもあるかと思っておりますがよろしくお願ひいたします。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。次回に答申案をご提示いただけるということによろしいですね。予定されていた議論としてはこれまでかと思うのですが、他に何かございますでしょうか。

それから答申案ということで各市の諸事情があると思っておりますので、これについては答申案や入れ込みたい項目についてご意見等がありましたら1月31日までに事務局へご連絡いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでいただいたご意見をもとに事務局と調整して次回の審議会ですべてに検討していただけるように進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

併せてそれから先ほど申し上げましたけれども、各市ではどういうスケジュールで進めていくのかということは多分別の会議、事務担当者会議等が設けられると思っておりますので、実際の方向性が出たらそういった中でご検討を進めていた

なければなと思います。これに関してはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

最後に日程4その他ということですが、委員の皆様あるいは事務局から何かございますか。はい、どうぞ事務局。

(谷内副主幹)

はい、事務局です。今、1月31日ということで会長の方からお話しいただいたんですけど、次回の審議会までまだ日数が2か月ほどございますので、その間にお気づきのこと等ございましたらどの段階でも結構ですので、ご意見やご相談等いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。概ねのスケジュール感というか、大体どのくらいにこう動いていくということが予想されるというようなものがもしあったらご発言いただければと思います。

(谷内副主幹)

はい、現在決まっているスケジュールはございませんが、一定のスケジュール、ご答申いただいた場合のものをこの後作っていく形になると思います。特に2号委員の各市の方々からご協力いただきながら進めていく形になるかと思しますので、そこは審議会の中になるのか、また別のところということになるのかわかりませんが、スケジュールを皆様の方にご提示させていただければと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。それで次回ですけども、3月13日ですよね。

(白土管理次長)

はい、そうです。3月13日の月曜日午後2時から場所は前回行いました、船橋市役所9階の第1会議室となっております。よろしくお願いいたします。

(鏡会長)

はい、スケジュールとしては次回3月13日月曜日の14時から船橋市役所9階ということで進めさせていただきたいと思っております。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上を持ちまして第5回特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。